

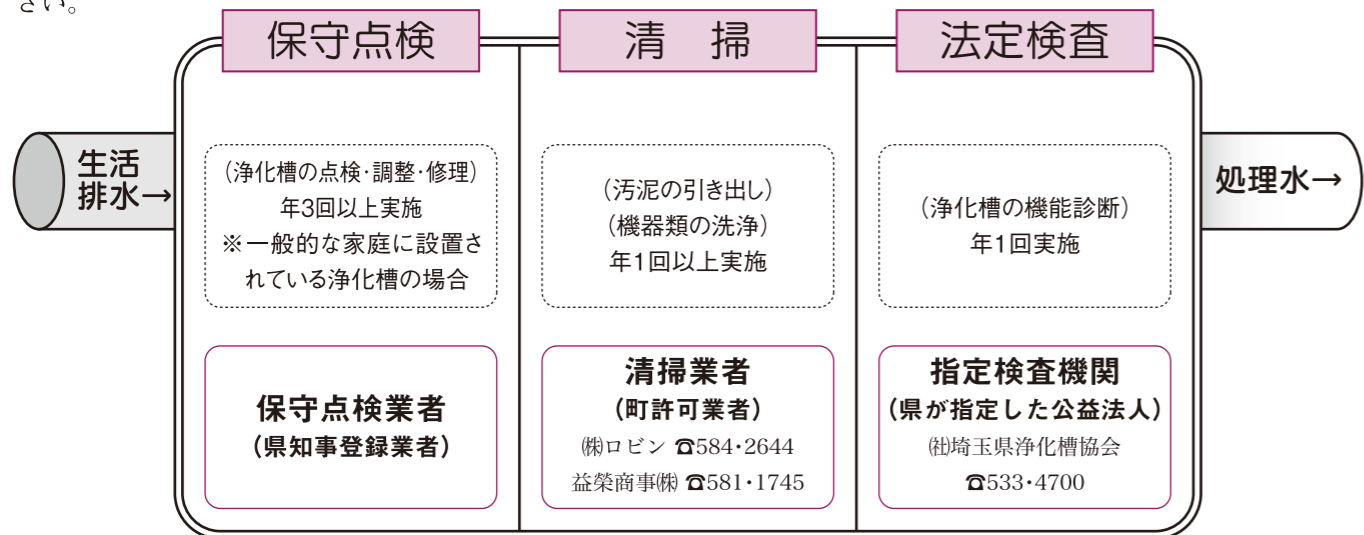
浄化槽の正しい維持管理を!

浄化槽は、微生物の働きにより排水を浄化し、きれいな水を流しています。

浄化槽を使用する場合には、排水をきちんと処理できる状態に保つために「保守点検」「清掃」「法定検査」を行うことが、法令により義務付けられています。

「法定検査」とは、放流水などをチェックして浄化槽が十分機能を発揮しているか検査をするためのものです。現在は、受検されていない方が多い状況となっておりますが「保守点検」「清掃」が適正に行われているか確認するための重要な維持管理の一つですので、検査を受けていない場合は、必ず受検をお願いします。

浄化槽管理者(使用者)は、保守点検業者、清掃業者および指定検査機関へ依頼し、適正な維持管理を行ってください。



これらの3つの維持管理を行うことで、生活排水を適正に処理することができます。

浄化槽の設置、変更、廃止等には届け出が必要です

こんなときには	必要な手続	いつまでに
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届出時期が異なります。
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から30日以内です。
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったときです。	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から30日以内です。
浄化槽管理者(使用者)が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	変更となった日から30日以内です。 新しく管理者(使用者)になった方が報告をしてください。
浄化槽の構造や規模の変更をするとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽変更届出書	工事着工予定日の10日前までです。 ※一般的な浄化槽の場合で、種類によっては届出時期が異なります。

【これから浄化槽を設置する方へ】
浄化槽の設置に係る手続(建築確認申請書・浄化槽設置届出書)に、添付書類として「浄化槽法定検査の検査依頼書の写し(手数料を支払済であることを証したのもの)が必要です。

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線224)へ。

ごみ集積所利用のマナーと ごみ散乱防止ネットの配布について

ごみ集積所利用のマナー

- ・ごみ集積所の管理は、その集積所を利用する方全員で行ってください。
- ・「ごみと分別の出し方」に沿って分別し、収集日当日の朝8時30分までに決められた集積所に出してください。
- ・燃えるごみは透明袋または半透明袋(レジ袋可)、燃えないごみは透明袋で出してください。
- ・ごみ集積所の美化に努めましょう。
- ・収集日以外のごみ出しや、他の地域の集積所へのごみ出しは、ごみの飛散や、集積所の近隣の方々に迷惑がかります。お互いマナーを守りましょう。

※収集時間は交通事情等で変動します。

ごみ散乱防止ネットの配布

カラスや風雨等による飛散防止のため、ごみ散乱防止用ネットを配布しています。ご希望の区は、衛生委員から生活環境課へご連絡ください。

なお、ネットは強風時に飛ばされる恐れがあります。適正な管理に努めましょう。

集積所にせさないもの

《処理できないもの》
次のものは処理できませんので、買い換えの際、引き取っていただくよう販売店にご相談ください。

タイヤ、バッテリー、オートバイ、プロパンガスボンベ、消火器、農薬とその容器、農機具、営業活動に伴う機器(自動車販売機・冷蔵庫等)、金属粉、ブロック、建築廃材、コンクリート類、焼却灰(自家処理をお願いします)など

《家電リサイクル法対象商品》

一般家庭で使われているテレビ(プラズマ・液晶を含む)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機です。処分については、家電小売店にご相談ください。

《家庭系使用済みパソコンリサイクル》

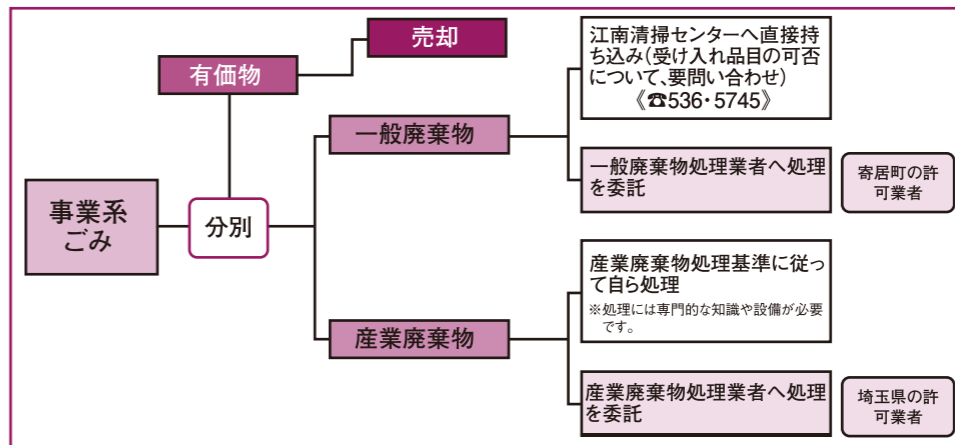
回収方法およびリサイクル料金等のお問い合わせは、一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03・5282・7685、<http://www.pc3r.jp>)へ。

《有害ごみ》

有害ごみである蛍光管・乾電池・水銀体温計・鏡は、3月と10月の指定日に区の指定した場所で特別収集を行っています。特別収集日以外は絶対に出さないでください。

なお、白熱灯(電球)、グローランプ等は、燃えないごみのビン類として出してください。

《事業系ごみの処理方法》



《事業系ごみの処理について》
事業系ごみとは、質や量にかかわらずあらゆる事業活動(飲食店、各種事務所、店舗、旅館、病院および社会福祉施設など)で発生したすべてのごみのことを言います。事業系ごみは、種類や業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別して、自らの責任で適正な処理をお願いします。一般廃棄物は寄居町の許可を、産業廃棄物は埼玉

事業系ごみ(一般廃棄物)の品目例

品目	代表的なもの	下記の特定の事業によって発生する事業系ごみは、左記の品目であっても産業廃棄物になります
紙くず	OA用紙、カーボン紙、カタログ、紙コップ、紙袋、雑誌、新聞紙、写真、ダンボール、伝票類、封筒など	建設工事、紙製品製造工場、印刷出版事業所、製本業、印刷物の裁断、折り、光沢加工等の事業所など
木くず	板類、材木、植木、木箱、木製割り箸、木製家具、木の枝、木くず、仏壇、神棚、木製玩具など	建設工事、木材木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通で使用したパレットなど
繊維くず	作業・事務服等の衣類(綿、毛等の天然繊維)、軍手、雑巾、タオル、布団、布おむつ、布くず、布テープなど	建設工事、繊維製品製造業(製糸工場、紡績工場、織物工場など)、天然繊維が50%未満の繊維くずなど
動植物性残さ	除草後の草、落ち葉、食堂の残飯、弁当の食べ残し、竹製割り箸、革製品、野菜くず、生花、食品くずなど	食料品の製造工場、医薬品の製造工場、香料製造業、と畜場、食鳥処理場など
その他	その他の品目については、お問い合わせください。	

※1 江南清掃センターでは、上記分類であっても受け入れしていない品目もあります。持ち込む前に、必ず江南清掃センターへ確認をお願いします。
※2 プラスチック類、びん・缶、ペットボトル、金属類、ガラス・陶磁器類、廃油、電池、廃蛍光管などはすべての業種で産業廃棄物となりますので、少量でも産業廃棄物として処理をお願いします。
※3 江南清掃センターでは、産業廃棄物の受け入れは一切していませんのでご注意ください。

玉島の許可を受けた廃棄物処理業者へそれぞれ処理の委託をしてください。また、一般廃棄物のうち、大里広域市町村圏組合立江南清掃センターで処理ができるものについては、直接持ち込むことができます。事業系ごみは、家庭ごみの集積所に出すことはできませんのでご注意ください。